

## 阿久根市納税通知書等送付用封筒への広告掲載基準

### 1 目的

この基準は、阿久根市有料広告掲載取扱要綱（平成19年阿久根市告示第139号。以下「要綱」という。）第2条第4号の規定により、納税通知書等送付用封筒への広告の掲載について要綱に定めるもののほか必要な事項を定め、市の新たな財源を確保し、市財政の健全化に資することを目的とする。

### 2 広告を掲載することができる者

広告を掲載することができる者は、要綱第4条に規定するものうち、市税その他市の歳入を滞納していない者又は法令（条例及び規則を含む。）に違反していない者とする。

### 3 封筒の規格等

#### (1) 広告掲載封筒

広告を掲載する封筒は、税務課において使用する納税通知書その他税務関係書類送付用の窓空封筒（横232mm×縦120mm）とする。

#### (2) 規格

広告枠は、横9.2センチメートル、縦6.3センチメートルを1枠とし、2枠を上限として、単色で封筒の裏面に掲載するものとする。

#### (3) 周知文

広告の掲載が市の新たな財源を確保するための取組であることを周知し、市が広告内容を推奨しているような誤解を与えないようにするため、広告の枠外に次の表示をする。

- ・ この広告は、阿久根市の行財政改革の一環として掲載しているものです。
- ・ 広告収入は、阿久根市の歳入に組み入れられています。
- ・ 広告の内容については、直接広告主にお問い合わせください。

### 4 封筒作成枚数及び広告掲載期間

#### (1) 枚数

55,000枚

(2) 掲載期間

現在使用している封筒が消費された後（令和7年6月頃）から広告を掲載した封筒が消費されるまでの間

5 広告掲載料

1 枠11万円

6 広告の募集及び申込み等

(1) 募集期間は、令和7年2月10日（月）から令和7年3月10日（月）までとする。

(2) 広告の掲載を希望する者は、要綱第7条に規定する阿久根市有料広告掲載申請書に封筒広告掲載枠等希望書及び広告の案を添えて、申し込まなければならない。

(3) 募集期間が過ぎても、募集した枠の数に広告の掲載を希望する者が満たない場合においては、個別に広告掲載を案内し、あつせんすることができる。

7 広告掲載の決定

広告掲載の決定は、要綱第8条及び第9条の規定によるほか、次による。

(1) 広告を掲載する枠は、応募者の希望を優先するが、希望が同一枠に重複した場合は、抽選により掲載枠を決定する。

(2) 広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長の指定する方法により指定する期日までに広告の版下原稿を提出しなければならない。

8 広告掲載決定の取消し等

要綱第14条に定めるほか、次のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消し、広告を掲載した封筒の使用を中止するものとする。

(1) 広告主が広告掲載の権利を第三者に譲渡したとき。

(2) 広告主が広告の版下原稿を指定期日までに提出しないとき。

(3) 広告掲載後広告主が市税等市の歳入を滞納したとき。

- (4) 広告掲載後広告主が法令（条例及び規則を含む。）に違反したとき。
- (5) 広告の掲載が虚偽であることが判明したとき。
- (6) 封筒の作成上支障を生じたとき。
- (7) その他市長が特に必要があると認めたとき。

## 9 広告主の責任

広告主は、要綱第11条に規定する責任を負うほか、広告の内容、広告の掲載又は広告掲載決定の取消し等により市又は第三者に損害を与えたときは、広告主は当該損害を賠償しなければならない。

令和 年 月 日

阿久根市長

殿

(申込者)

住 所

団 体 名

代表者名

印

### 封筒広告掲載枠等希望書

下記のとおり納税通知書等送付用封筒の広告掲載枠等を希望します。

#### 記

1 希望枠数 枠

2 広告掲載希望位置 A・B

(広告枠：横 9.2 cm × 縦 6.3 cm)	(広告枠：横 9.2 cm × 縦 6.3 cm)
A	B
<small>・この広告は、阿久根市の行財政改革の一環として掲載しているものです。 ・広告収入は、阿久根市の歳入に組み入れられています。 ・広告の内容については、直接広告主にお問い合わせください。</small>	

3 広告の内容 別添原稿案のとおり

4 その他

市税等の納付状況について、阿久根市が調査することに同意します。